

平成28年西尾市監査委員公表第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく西尾市職員措置請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月13日

西尾市監査委員 角 谷 孝 二  
西尾市監査委員 颯 田 栄 作

## 第1 請求文

### 1 措置請求書

西尾市監査委員 御中

請求人

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●

職 業 ●●●●●

氏 名 ●●●●●

年 齢 ●●

請求人代理人

弁護士法人 OFFICE シンカイ  
(住所・電話番号・FAX 番号 省略)

弁護士 浮 葉 遼  
同 新 海 聡  
同 福 島 正 人

## 第1 請求の要旨

### 1 違法な補償

西尾市は、公共下水道の整備に伴い、し尿汲み取り業者である A に対し、下水道の措置等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」という。）に基づく代替業務による補償として、可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務 2 t 車（以下、「2 t 車」という。）7.96 台分の業務を順次 10 年間委託することとし、毎年、A と一般廃棄物収集運搬業務委託契約を締結しているが、このうち 2 t 車 3 台目以降に該当する業務委託契約は、以下に述べるように平等原則に反し、違法である。そして、これらの違法な契約に基づいてなされた支出行為も違法である。

### 2 事実経過

(1) 西尾市では、平成 4 年からの下水道の供用開始に際して、し尿汲み取り業者である A、B、C の 3 社（以下、「し尿汲み取り 3 業者」という。）と合特法に基づく補償の内容について協議してきた。

そして、平成 8 年 10 月 24 日の西尾市からの提案を経て（甲 1）、補償の内容は、し尿汲み取り 3 業者各社に対して、可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務 2 t 車（以下、「2 t 車」という。）2 台分の業務を 10 年間委託し（代替業務による補償）、残りの助成対象については各社の事業規模に応じて金銭補償によることに決定した。

(2) 上記協議の結果に従い、C は、平成11年4月28日、西尾市と確認書を交わし(甲2)、2t車2台分について代替業務による補償を、残りの助成対象0.54台分については金銭補償を受けた(甲2第1項(1))。

また、B は、平成12年6月29日、西尾市と確認書を交わし(甲3)、平成12年7月1日から10年間の2t車1台分(甲3第3項)、平成15年7月1日から10年間の2t車1台分(同4項)の計2台分の代替業務による補償を受け、残りの助成対象4.53台については金銭補償を受けた(同5項)。

(3) 一方、A は、代替業務による補償として、平成12年7月1日より10年間の2t車1台分(1台目)、平成15年7月1日より10年間の2t車1台分(2台目)の計2台分の業務委託を受けたが、残りの助成対象について金銭補償を受けなかった。

そして、A は、新たに、平成21年4月27日から10年間の2t車2台分(3台目、4台目)、平成22年7月1日から10年間の2t車1台分(5台目)、平成25年7月1日から10年間の2t車1台分(6台目)の代替業務による補償を受けている。さらに、平成31年4月27日から10年間の2t車2台分(7台目、7.96台目)の代替業務による補償を受けることが予定されている(甲4の2枚目資料1)。

### 3 Aへの3台目以降の代替業務による補償の違法性

Aの受けた代替業務による補償のうち3台目以降は、し尿汲み取り業者に対する補償として、2t車2台分については代替業務による補償をし、残りの助成対象については各社の事業規模に応じて金銭補償によるとした上記協議の結果と異なる。そのため、下記に述べるように、し尿汲み取り3業者のうち、Aのみ特別に有利に扱われており、Aへの3台目以降の代替業務による補償は、平等原則に反する。

したがって、西尾市とAが締結した3台目以降に該当する代替業務による補償としての業務委託契約は、違法である。

#### (1) 代替業務による補償の方が金銭補償より利益があること

平成8年10月24日付け市の提案(甲1)によれば、2t車1台分の代替業務の委託料の年額が22,101,000であるところ(甲1、2項3)、売上に対する利益率を20%とみなし、1年間の利益は4,420,200円となる。

一方、金銭補償の場合は、補償額が2t車1台分の10年分として38,015,991円とされているので(甲1資料2、2)エ)、1年間で3,801,599円となる。

したがって、Aは、金銭補償を受けた場合に比べ、代替業務による補償を受けた方が、2t車1台分の1年間につき、61万8601円の利益が得られる。

加えて、代替業務による補償の場合は、金銭補償と異なり、人員整理が不要であるから、将来、一般廃棄物収集運搬業務の委託が入札になったときに円滑に行えるという利益もある。

#### (2) 西尾市がAにのみ代替業務による補償をしていること

ア 上記西尾市との協議の中で、Bは、西尾市に対して、残りの助成対象についても代替業務による補償とすることを何度も求めた。しかし、西尾市は、業者が「代替業務を希望す

る場合でも、代替業務が不足するときは金銭補償とする」という従来の提案を崩さず（甲1、1補償の内容2）補償の種類）、これ以上代替業務はないという理由で、応じなかった。

そこで、Bは、西尾市との確認書（甲3）において、金銭補償について、「別に代替業務の提供が可能となった場合には、甲（西尾市）、乙（B）協議のうえ、これに代えることができるものとする」（甲3第5項）と定めることでやむなく合意した。

イ しかし、西尾市は、Aに対して、上記の通り2t車2台分の代替業務の補償を超えて、残りの助成対象部分についても代替業務による補償を繰り返している。すなわち、西尾市は、Bには、これ以上の代替業務による補償は出来ないと虚偽の説明をして確認書を交わしておきながら、Aには代替業務による補償を行ってきた。

そして、西尾市は、Bに対して、Aに3台目以降も代替業務による補償を行っていることを告げなかった。このことが「別に代替業務による補償が可能となった場合」（甲3第5項）に該当することは明らかであるにもかかわらず、西尾市は、Bと協議の機会すら設けなかった。

ウ さらに、西尾市は、CとBとは、補償が始まる前に確認書を交わしているが、Aと確認書（甲5）を交わしたのは、1台目の補償が始まってから8年後の平成20年である。

すなわち、西尾市は、先に、CやBと残りの助成対象部分について金銭補償とする旨の合意をし、当該2社が更なる代替業務による補償を求めることができない状況を作り出した上で、後に、Aに代替業務による補償を行った。

上記経緯からすると、西尾市は、最初からAに対してのみ代替業務による補償を認めることを計画していたと考えざるを得ず、Aとの癒着関係すら疑われる。

（3）以上より、西尾市がAにのみ特別な対応をし、金銭補償より有利な代替業務による補償を行ってきたことは明らかである。

したがって、Aの3台目以降の代替業務による補償は平等原則に反し、西尾市とAが締結した3台目以降の代替業務の業務委託契約は違法である。

#### 4 損害

（1）上記3（1）の通り、金銭補償によらず代替業務による補償をすることで、Aは、市から2t車1台につき1年間で61万8601円の利益を受けるので、市にとっては、余分な支出として損害となる。

（2）既に発生した損害

平成28年10月7日現在までに西尾市に生じた損害を計算すると、

ア 3台目について

平成21年4月分から平成28年9月分までの7年6カ月間代替業務による補償がされていたので、

（計算式）年間61万8601円×7年6ヶ月＝463万9507円の損害が生じている。

イ 4台目について

補償開始が3台目と同じであるから、同様に463万9507円の損害が生じている。

ウ 5台目について

平成22年7月分から平成28年9月分までの6年3ヶ月間代替業務による補償がされていたので、

(計算式) 年間61万8601円×6年3ヶ月=386万6256円の損害が生じている。

エ 6台目について

平成25年7月分から平成28年9月分までの3年3ヶ月間代替業務による補償がされていたので、

(計算式) 年間61万8601円×3年3ヶ月=201万453円の損害が生じている。

オ したがって、市に、これらの合計1515万5723円の損害が生じている。

(3) 将来生じる損害

また、Aへの代替業務による補償は今後も続くことが予定されており(甲5)、将来、西尾市に生じる損害を計算すると、

ア 3台目について

平成28年10月分から平成30年3月分までの2年6ヶ月間代替業務による補償がされるので、

(計算式) 年間61万8601円×2年6ヶ月=154万6502円の損害が生じる。

イ 4台目について

3台目同様、154万6502円の損害が生じる。

ウ 5台目について

平成28年10月分から平成32年6月分までの3年9ヶ月間代替業務による補償がされるので、

(計算式) 61万8601円×3年9ヶ月=231万9753円の損害が生じる。

エ 6台目について

平成28年10月分から平成35年6月分までの6年9か月間代替業務による補償がされるので、

(計算式) 年間61万8601円×6年9ヶ月=417万5556円の損害が生じる。

オ 7台目について

平成31年4月分から平成41年3月分までの10年間代替業務による補償がされるので、

(計算式) 年間61万8601円×10年=618万6010円の損害が生じる。

カ 7.96台目について

平成31年4月分から平成41年3月分までの10年間代替業務による補償がされるので、

(計算式) 年間61万8601円×10年間×0.96=593万8569円の損害が生じる。

キ したがって、将来的に市に、これらの合計2171万2892円の損害が生じる。

## 第2 求める措置

1 上記のように、Aへの代替業務による補償は、平等原則に反し違法であり、これに基づく支出行為も違法である。

2 そのため、本件支出行為の本来的権限者である西尾市長は、西尾市に対して、違法な本

件各契約に基づく支出行為により1515万5723円の損害を被らせた。このうち平成27年10月分から28年9月分までの1年間の損害は、

(計算式) 年間61万8601円×1年×4(3台目乃至6台目) = 247万4404円であり、西尾市長は、西尾市に対して247万4404円の損害を賠償する責任を負う。

3 また、今後もAへの代替業務による補償が続けられると、将来的に合計2171万2892円の損害が生じる。

4 したがって、監査委員は西尾市長ほか関係機関の職員に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

#### 記

1 西尾市長榊原康正は、西尾市に対し、247万4404円を賠償すること。

2 西尾市長ほか関係機関の職員は、今後、Aとの間で、代替業務による補償として一般廃棄物収集運搬業務委託契約を結ぶことを止め、またこれに基づく支出も止めること。

以上のとおり、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

#### 事実証明書

- 甲 第 1 号 証 「し尿補償 市の提案」と題する書面
- 甲 第 2 号 証 平成11年4月28日付け確認書
- 甲 第 3 号 証 平成12年6月29日付け確認書
- 甲 第 4 号 証 「●●●●●●からの電話による質問内容」と題する書面  
(西尾市から開示されたもの)
- 甲 第 5 号 証 平成20年12月25日付け確認書

#### 添付書類

- 事実証明書の写し 各1通
- 委任状 1通

平成28年10月12日付け住民監査請求について

平成28年10月27日

西尾市監査委員 御中

請求人

住 所 ●●●●●●●●●●●●●●●●  
職 業 ●●●●●  
氏 名 ●●●●●  
年 齢 ●●

請求人代理人

弁護士法人 OFFICE シンカイ  
(住所・電話番号・FAX番号 省略)

弁護士 浮 葉 遼  
同 新 海 聡  
同 福 島 正 人

本書面では、請求人による平成28年10月12日付け住民監査請求の期間の期限（地方自治法第242条2項）について補足する。

- 1 本件で問題としている財務会計上の行為は、各支出行為である。そして、本件各支出がなされた構造は、①平成20年12月25日に西尾市とAの間で確認書（甲5）が交わされ、②この確認書の内容通りに西尾市とAが平成27年から28年にかけて本件各契約を締結し、③各契約に基づいて、西尾市長が各支出を行った、となる。
- 2 (1) 請求人が監査対象としている③は、平成27年10月から平成28年9月になされているので、行為から1年以上経過しておらず請求期間内である。  
(2) また、公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令及び支出についての監査請求期間は、それぞれの行為のあった日から各別に計算される（最三小判平成14・7・16民集56巻6号1339頁）。  
そのため、本件についてみるに、①を支出負担行為と捉えた場合にも、支出命令がされたのは③であり、①と③は別々の財務会計上の行為であるから、請求期間は③の時点を基準として判断される。
- 3 したがって、本件の監査請求は、期間制限に服しない。

以上

(注1) 請求の要旨等を職員措置請求書から原文のまま転記しています。

(注2) 添付書類については省略しました。

## 第2 監査の結果

前記の監査請求について監査した結果を別紙のとおり請求人に通知した。

請求人 ●●●●●● 様

西尾市監査委員 角 谷 孝 二  
西尾市監査委員 颯 田 栄 作

### 西尾市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 28 年 10 月 12 日付けをもって提出のあった地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく西尾市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について、監査結果は下記のとおりであるので、同条第 4 項の規定により通知する。

### 記

#### 第 1 請求の受付

##### 1 請求の要旨

###### (1) 主張する事実

西尾市は、公共下水道の整備に伴い、し尿汲み取り業者である A に対し、下水道の措置等に伴う一般廃棄物処理事業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」という。）に基づく代替業務による補償として、可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務 2 t 車（以下、「2 t 車」という。）7.96 台分の業務を順次 10 年間委託することとし、毎年、A と一般廃棄物収集運搬業務委託契約を締結しているが、このうち 2 t 車 3 台目以降に該当する業務委託契約は、平等原則に反し違法である。そしてこれらの違法な契約に基づいてなされた支出行為も違法である。

###### (2) 違法又は不当とする理由

A の受けた代替業務による補償のうち 3 台目以降は、し尿汲み取り業者に対する補償について、2 t 車 2 台分については代替業務による補償をし、残りの助成対象については各社の事業規模に応じて金銭補償によるとした協議の結果と異なる。

そのため、し尿汲み取り 3 業者のうち、A のみ特別に有利に扱われており、A への 3 台目以降の代替業務による補償は平等原則に反する。

###### (3) 求める措置

ア 西尾市長榊原康正は、西尾市に対し、247 万 4,404 円を賠償すること。

イ 西尾市長ほか関係機関の職員は、今後、A との間で、代替業務による補償として一般廃棄物収集運搬業務委託契約を結ぶことを止め、またこれに基づく支出も止めること。



(4) 提出された事実証明書

- ・甲第1号証 「し尿補償 市の提案」と題する書面
- ・甲第2号証 平成11年4月28日付け確認書
- ・甲第3号証 平成12年6月29日付け確認書
- ・甲第4号証 「●●●●●●●●からの電話による質問内容」と題する書面  
(西尾市から開示されたもの)
- ・甲第5号証 平成20年12月25日付け確認書

(5) 添付書類

- ・事実証明書の写し 各1通
- ・委任状

2 請求の受理

本件請求は、平成28年10月12日付けで提出され、同年同月14日付けで收受した。監査委員が求めた補正項目に関し、請求人により「平成28年10月12日付け住民監査請求について」と題する本件請求を補足する文書が提出され、同年同月28日付けで收受した。

その結果、「財務会計行為の特定」及び「請求期間に関する要件」について疑義があったものの、これについては、監査の過程において明らかになるものと解し、その他本件請求は法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認められたので、同年11月4日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成28年11月9日に請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、請求人からの新たな証拠として以下の提出があった。

- ・平成12年6月30日付け西尾市とAとの覚書
- ・平成15年6月19日付け西尾市とAとの協議

請求人が陳述で主張した主な内容は、以下のとおりである。

・本件請求で一番問題にしている点は、3者の中で不平等な扱いがあったのではないかということである。不平等の根拠は、西尾市公共下水道の整備に伴って、市がし尿汲み取り業者に補償することに決まり、通常であれば平等な補償をしていくと思われるが、2t車2台分の代替業務と金銭補償という内容ではなく、Aだけ補償のすべてについて代替業務で受けていることがわかった。Bが上記事実を知った時、金銭補償の部分について代替業務に変えてほしいと市にお願いに行ったら、金銭補償を受けているから無理だと言われた。

・金銭補償と代替業務とどちらが有利かについて、年間60万円くらい代替業務の方が得をする計算となる。金銭補償を受けると業務が減ってしまうので、事業規模を減らさなければならず、人員整理もしなければならない。そういう心配が代替業務による補償にはないので、汲み取り業者としては代替業務のほうが得をする。

## 2 監査対象事項

合特法に基づく支援助成措置について

## 3 監査対象部課

合特法に基づく支援助成措置の事務を所管する環境部ごみ減量課を監査対象部課とした。

## 4 関係職員の調査

平成 28 年 11 月 9 日、西尾市監査委員事務局において、環境部次長兼環境業務課長、ごみ減量課長及び課長補佐から合特法に基づく支援助成措置の妥当性について事情聴取した。

関係職員が事情聴取で説明した内容は、以下のとおりである。

- ・合特法による補償対象については、平成 4 年 4 月 1 日を基準日とし、汲み取り世帯、浄化槽世帯（事業所、公共施設を含む 18,000 世帯）を対象とし積算しており、補償の基本的内容は、3 者と協議の上決定した「H8.10.24 し尿補償 市の提案」によるものである。

- ・金銭補償と代替業務の均衡については、し尿補償の市の基準で各業者には金銭補償の 2t 車 1 台あたり 3,800 万円と代替業務 2t 車 1 台の 10 年間の業務委託は同等との説明をし、合意、決定している。

- ・「H8.10.24 し尿補償 市の提案」では、「補償の種類は代替業務による補償か金銭補償であり、いずれによるか、業者との協議で決める。代替業務を希望する場合でも、代替業務が不足するときは金銭補償とする」と決定している。代替業務については、検討により可能なものは代替業務としていくとしており、これにより、各者助成対象台数分について、業務による補償又は金銭による補償により平等に補償している。

代替業務での対応が可能となった時点で、他 2 者は既に金銭により補償していたため、A に対する追加の代替業務の対応となったものである。

## 5 関係書類の調査

環境部ごみ減量課に対し関係書類の提出を求め調査を実施した。

## 第 3 監査の結果

監査対象事項について調査した結果は、次のとおりである。

### 1 本件請求における財務会計行為について

財務会計行為を区分し特定する上で、財務会計行為と監査請求期間の関係について判例では「公金の支出を構成する支出負担行為、支出命令及び支出については、法第 242 条第 2 項本文所定の監査請求期間は、それぞれ行為のあった日から各別に計算すべきである。」（最高裁平成 14 年 7 月 16 日判決）と判示しており、1 つの契約から発生する支出行為でも、債務負担行為と支出行為は互いに独立した財務会計行為であり、監査すべき内容が異なり、監査請求期間も各別に計算すべきであると解されている。

したがって、本件請求における財務会計行為は、少なくとも以下の 5 つに区分できる。

(1)平成 20 年 12 月 25 日に西尾市と A との間で合意された確認書の締結（以下「20 年度契約」という。）

- (2) 「20 年度契約」に基づく平成 27 年 4 月 1 日付けの業務委託契約の締結（以下「27 年度契約」という。）
- (3) 「27 年度契約」に基づく、平成 27 年 10 月分から平成 28 年 3 月分の委託料の支出（以下「27 年度委託料」という。）
- (4) 「20 年度契約」に基づく平成 28 年 4 月 1 日付けの業務委託契約の締結（以下「28 年度契約」という。）
- (5) 「28 年度契約」に基づく、平成 28 年 4 月分から同年 9 月分までの委託料の支出（以下「28 年度委託料」という。）

## 2 請求期間の制限について

住民監査請求に関し、法第 242 条第 2 項には「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と請求期間の制限が規定されている。

同項の趣旨は、「普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくない」（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決）というものである。

### (1) 行為のあった日又は終わった日

「行為のあった日又は終わった日」の考え方について、「契約の締結行為は一時的行為であるから、これを対象とする監査請求においては契約締結の日を基準とすべきである。」（最高裁平成 14 年 10 月 15 日判決）との考え方が示されている。

したがって、本件請求における財務会計行為の中で、「20 年度契約」及び「27 年度年契約」については、行為のあった日から 1 年以上経過したことになり、請求までに 1 年を経過した「正当な理由」が必要となる。

### (2) 正当な理由

法第 242 条第 2 項ただし書きは、請求期間を徒過した後であっても、「正当な理由」があるときは、例外として監査請求ができることを定めている。

この「正当な理由」の有無について判例（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）では、「特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかで判断すべきものである」と判示している。

#### ア 相当の注意力

「相当の注意力」についての判例（最高裁平成 14 年 9 月 17 日判決）では、「決算説明書が一般の閲覧に供されて市の住民がその内容を了知することができるようになったころには、市の住民が上記各書類を相当の注意力をもって調査するならば、客観的にみて本件各契約の締結又は代金の支出について監査請求をするに足りる程度にその存在及び内容を知ることができた」と判示している。

#### イ 相当な期間

判例（最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決）では、「相当な期間内」の判断として、当該行為を知ることができたと解される時から、約 2 か月であれば期間内であるが、約 3

か月であれば期間を経過していると判示している。

### 3 正当な理由の有無の検証

行為のあった日から請求提出までに1年以上経過した、以下の2つの財務会計行為について「正当な理由」が認められるか否かを、請求までの経過に基づき検証した。

#### (1) 「20年度契約」

本件請求の提出状況と併せその経緯をみても、監査対象部課であるごみ減量課は、平成24年3月29日の西尾地区ごみ収集委託業者を対象とした会議の中で、西尾地区内の業務委託の状況をまとめた資料を請求人に提示している。

少なくともこの時には、請求人は、市がAに対し追加の代替業務を発注していることを認識し、相当の注意力をもってすれば、「20年度契約」の存在を了知できたものと思われるが、事実証明として添付された「20年度契約」は、請求人による西尾市情報公開条例に基づく公文書の開示請求により、平成28年5月23日付けで入手されたものであるため、「20年度契約」の内容を確実に認識していたと断定できる平成28年5月23日を基準に考察すると、請求人は、「20年度契約」を認識後、4か月以上後の同年10月12日付けで本監査請求を提出していることになる。これは、判示された「相当な期間」を超えた請求と言える。

#### (2) 「27年度契約」

平成27年度の決算書及び決算説明書の入手が可能なのは、請求人が相当な注意力を持ってしても、平成28年10月であることから考えても、「27年度契約」については、「相当な期間」内に請求が出されたものと言える。

### 4 本件請求において監査対象とする財務会計行為

上記検証の結果、行為のあった日から1年以上経過した財務会計行為のうち、「20年度契約」について正当な理由は認められないが、「27年度契約」については、正当な理由があるものと判断できる。

したがって、本件請求において監査対象とする財務会計行為は、「27年度契約」、「27年度委託料」、「28年度契約」及び「28年度委託料」の4つの行為とする。

### 5 事実関係の確認

本件請求書及び提出された事実証明書並びに関係職員の事情聴取及び提出された資料等に基づき、監査対象とする財務会計行為について次の事実を確認した。

#### (1) 「27年度契約」及び「27年度委託料」の概要について

「27年度契約」は、次の2つの業務委託契約が存在した。

##### ア 鶴城・八ツ面地区

事業名	西尾市西尾地区一般廃棄物収集業務（鶴城・八ツ面地区）		
契約方法	随意契約		
契約日	平成27年4月1日		
契約期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日		
契約の相手方	A		
契約金額	42,994,800円		
支出費目	衛生費—清掃費—塵芥処理費—ごみ収集運搬事業—委託料		
支払日及び支出金額	平成27年11月20日	3,582,900円	(10月分)
	平成27年12月18日	3,582,900円	(11月分)
	平成28年1月20日	3,582,900円	(12月分)

平成 28 年 2 月 29 日	3,582,900 円	(1 月分)
平成 28 年 3 月 18 日	3,582,900 円	(2 月分)
平成 28 年 4 月 20 日	3,582,900 円	(3 月分)

イ 米津・西野町・西尾小地区

事業名	西尾市西尾地区一般廃棄物収集業務（米津・西野町・西尾小地区）	
契約方法	随意契約	
契約日	平成 27 年 4 月 1 日	
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日	
契約の相手方	A	
契約金額	42,798,240 円	
支出費目	衛生費—清掃費—塵芥処理費—ごみ収集運搬事業—委託料	
支払日及び支出金額	平成 27 年 11 月 20 日	3,566,520 円 (10 月分)
	平成 27 年 12 月 18 日	3,566,520 円 (11 月分)
	平成 28 年 1 月 20 日	3,566,520 円 (12 月分)
	平成 28 年 2 月 29 日	3,566,520 円 (1 月分)
	平成 28 年 3 月 18 日	3,566,520 円 (2 月分)
	平成 28 年 4 月 20 日	3,566,520 円 (3 月分)

(2) 「28 年度契約」及び「28 年度委託料」の概要について

「28 年度契約」も、前年度同様の 2 つの業務委託契約が存在した。

ア 鶴城・八ツ面地区

事業名	西尾市西尾地区一般廃棄物収集業務（鶴城・八ツ面地区）	
契約方法	随意契約	
契約日	平成 28 年 4 月 1 日	
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日	
契約の相手方	A	
契約金額	44,194,800 円	
支出費目	衛生費—清掃費—塵芥処理費—ごみ収集運搬事業—委託料	
支払日及び支出金額	平成 28 年 5 月 20 日	3,682,900 円 (4 月分)
	平成 28 年 6 月 20 日	3,682,900 円 (5 月分)
	平成 28 年 7 月 20 日	3,682,900 円 (6 月分)
	平成 28 年 8 月 19 日	3,682,900 円 (7 月分)
	平成 28 年 9 月 20 日	3,682,900 円 (8 月分)
	平成 28 年 10 月 20 日	3,682,900 円 (9 月分)

イ 米津・西野町・西尾小地区

事業名	西尾市西尾地区一般廃棄物収集業務（米津・西野町・西尾小地区）	
契約方法	随意契約	
契約日	平成 28 年 4 月 1 日	
契約期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日	
契約の相手方	A	
契約金額	43,998,240 円	
支出費目	衛生費—清掃費—塵芥処理費—ごみ収集運搬事業—委託料	
支払日及び支出金額	平成 28 年 5 月 20 日	3,666,520 円 (4 月分)
	平成 28 年 6 月 20 日	3,666,520 円 (5 月分)

平成 28 年 7 月 20 日	3,666,520 円	(6 月分)
平成 28 年 8 月 19 日	3,666,520 円	(7 月分)
平成 28 年 9 月 20 日	3,666,520 円	(8 月分)
平成 28 年 10 月 20 日	3,666,520 円	(9 月分)

(3) 「27 年度契約」及び「28 年度契約」における随意契約の根拠について

法第 234 条第 1 項は「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とし、同条 2 項は「前項の指名競争入札、随意契約またはせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と随意契約ができることを限定している。この限られた条件の中の一つに「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」については、地方自治法施行令（以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号において随意契約によることができると規定されている。

「27 年度契約」及び「28 年度契約」は、A に対する代替業務による補償を約束した「20 年度契約」により、契約する相手が A に限定され、競争入札に適しないとの判断のもと、各年度の 4 月 1 日付けで A と随意契約を締結していたものであった。

(4) 令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の該当性について

令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」については随意契約できることになっているが、この要件に該当するか否かの判断を示した判例では、「個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該地方公共団体の合理的な裁量判断により決定されるものと解するのが相当である。」との考えが判示されている。（昭和 62 年 3 月 20 日最高裁第二小法廷判決）

「27 年度契約」及び「28 年度契約」は、この「20 年度契約」を根拠に、随意契約を締結したものであったことを確認できたことから、令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当し、随意契約を排除するものではないと考えられる。

さらに資力、信用、経験等を含めた長年にわたる契約履行状況、トラブルに対する対応などの実績、市の利益の増進等を勘案した上で、本件契約が行われてきたものと判断できる。

(5) 「20 年度契約」締結の経緯について

「20 年度契約」は、そもそも、下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和するため、し尿処理業者を支援することを目的とした合特法の趣旨に基づく補償に関し、基本合意事項を市と A との間で確認書として取り交わしたものである。

市がし尿補償について、補償の対象、種類及び基準などの補償の内容（以下「補償計画」という。）を決定し、この補償計画に基づき、西尾市内の A を含む 3 者のし尿処理業者とそれぞれ交渉し、3 者それぞれと補償内容について基本合意事項の確認書を取り交わした経緯があった。

A との間で取り交わされた「20 年度契約」の内容は、補償の対象となる 8.53 台の助成対象車について、6 台目までは代替業務による補償とし、残りについては、代替業務もしくは金銭による補償とする内容のものであった。

補償計画は、補償の種類について「補償は代替業務による補償及び金銭補償とする。いずれによるか、業者との協議で決める。代替業務を希望する場合でも、代替業務が不足するときは金銭補償とする。」とその種類と選択の方法を定めている。

市長は補償計画に基づき業者との協議で決定するという裁量権の範囲内で、3 者それぞれと協議した結果、合意した時期や補償の種類などの違いはあるが、補償計画に示された内容通り、3 者それぞれと補償内容について合意した経緯があることを確認した。

従って「20年度契約」が他2者の契約内容と違っても、市長の判断に裁量権の範囲の著しい逸脱又は濫用や、著しく合理性を欠くなどの事実は認められないと判断できる。

(6) 「27年度委託料」及び「28年度委託料」について

支出の原因となる契約書の中で、「委託料の支払」について以下のとおり、明記されている。

- ア 委託料の支払いは、契約金額の12分の1の金額を毎月支払うものとする。
- イ 請求書を委託業務実施月の翌月5日までに提出する。
- ウ 請求書を適法と認め受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

このことについて、監査対象となった各支出行為の支出調書及び請求書を確認したところいずれも、上記の点を含め、その他関係諸規定に従い事務処理されていることを確認した。

#### 第4 監査委員の判断

監査対象とした「27年度契約」、「27年度委託料」、「28年度契約」及び「28年度委託料」の4つの行為について監査した結果、いずれも適正に事務処理されており違法性及び不当性は認められない。

#### 第5 結 論

以上のことから、請求人の主張には理由がないものと認め本件請求を棄却する。